

## 役員の仕事

常盤会自治会規約より

### 第11条

1. 会長は本会を代表し、本会を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故又は職務遂行に支障が生じた時はこれの代理を行う。
3. 事務局長は本会の運営や活動が順調に推移するための事項を行う。
4. 書記は会務を記録する。
5. 会計は本会の会計事務を行う。
6. 環境部長は環境に関する事項を行う。
7. 福祉部長は福祉に関する事項を行う。
8. 文化・スポーツ部長は文化、スポーツに関する事項を行う。
9. 防犯部長は防犯に関する事項を行う。
10. 防災部長は防災に関する事項を行う。
11. 監事は以下の業務を行う。
  - ① 会計、及び資産の状況を監査すること。
  - ② 会長、副会長、及びその他の役員の仕事執行の状況を監査すること。
  - ③ 会計、業務執行に不正の事実を発見し、報告の必要があると認められた時は、臨時総会の開催を請求する。